

広島県告示第四百二十三号

次のとおり広島県収納代理金融機関の取扱事務の範囲の変更を行った。

令和七年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 広島県収納代理金融機関の名称  
株式会社りそな銀行

二 変更内容

変更後の取扱事務の範囲	変更前の取扱事務の範囲	変更年月日
日本国内に所在するすべての店舗における、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金及び県債を除くすべての県の歳入金並びに歳出戻入金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の収納に関する事務（店舗窓口での公金収納事務を除く。）	日本国内に所在するすべての店舗における、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金及び県債を除くすべての県の歳入金並びに歳出戻入金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の収納に関する事務	令和七年四月一日